

検査気付き事項のスクリーニングに関する ガイドについて

1. スクリーニングに関するガイドの見直し

- 2019年3月4日付けr1版（第24回検査制度の見直しに関する検討ワーキンググループ資料）について、試運用における適用検討、及び、核燃料施設等及び核物質防護への適用検討を踏まえて見直しを行う。

- ① 本ガイドについて、核燃料施設等及び核物質防護にも適用することを明記
- ② 検査指摘事項とするか軽微とするかを判断する場合に用いる添付1の監視領域（小分類）の目的と属性に関する一覧表について、核燃料施設等及び核物質防護に関する記述を追加
- ③ 添付2の軽微事例集の中で、核燃料施設等に関する事例を明確化し、一部記載を適正化

2. 軽微事例集についての対応方針

- 本ガイドに添付している事例集は、現状では基本的に米国の事例集からの引用であり、より我が国の実状に合うよう、試運用中に取り扱った事案等、我が国の事例を取り込んでいく方針を示している。これについて、現段階では試運用における気付き事項を蓄積中であり、本格運用においても継続し、これに対する判断を行い、軽微事例としての適否を精査していく。
- 上記の取り組みにより事例集を充実化する中では、判断が明確で有用なものに件数を絞り込むことも考慮し、以下の点から単純に件数を増やすことには注力せず、検査官ができる限り均一な判定ができるよう判断の要素や考え方を精緻化していくこととする。
 - 事例集は、検査で検出される事項を網羅するものでなく、一般的な状況での過去の判断の例であり参考資料の扱いである。
 - 個別具体的なケースでは類似事例であっても事例集とは逆の判断もあり得る。
 - 事例件数が増えれば、場合によっては、事例集との照らし合わせ作業に陥り、検査官自らの判断、検証を妨げるおそれも考えられる。